

令和8年10月22日(木)
久留米税務署
於:ハynesホテル久留米

税理士会久留米支部定例懇談会 (10 月)

1 署長あいさつ

2 税務署からの周知事項

(1) 飲食料品の消費税率引下げについて (資料1)

イ 国税庁ホームページへの各種資料の掲載

国税庁では、ホームページ上に「消費税率引下げ特設サイト」を開設し、資料を掲載しています。

(消費税率引下げ特設サイト)



ロ 一般的なご相談に係る相談窓口

飲食料品の消費税率引下げに関する一般的な御相談については、「消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター (消費税軽減税率・インボイスコールセンター)」で対応しています。

(消費税軽減税率・インボイスコールセンター)

【専用ダイヤル】 0120-205-553

【受付時間】 9:00~17:00 土日祝除く



(2) インボイス制度特設サイトの更新について (資料2)

(標準処理期間の見直し等)

登録通知までの期間の見直しが行われ、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」が更新されました。



(3) インボイス制度に関する周知について

イ 2割特例を適用できない課税期間及び簡易課税制度選択届出書の提出時期の特例

- 消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q & A (令和7年6月改訂)

- ・ 問115 (2割特例の適用ができない課税期間①) ~ 問117 (2割特例を適用した課税期間後の簡易課税制度の選択)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/ga/01-15.pdf>



- 国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト
2割特例特設ページ

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_2tokurei.htm



ロ 適格請求書発行事業者の登録が失効した方の消費税の申告義務及び簡易課税制度選択届出書の提出時期の特例

ハ 任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出について

【リーフレット】

- 消費税インボイス制度 任意組合等の届出書についてのお知らせ
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0025009-077.pdf>



【動画】

- 5分でわかる インボイス 任意組合等の対応
<https://www.youtube.com/watch?v=e8gA4g4D4.jw>



(4) 年末調整特集ページについて

年末調整がよくわかるページ

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>



(5) 年末調整手続の電子化について (資料3)

年末調整手続の電子化に向けた取組について

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>



(6) 年末調整関係書類の発送について (資料4)

	徴収高 計算書 (※1)	年末調整 関係用紙 (※2)	源泉徴収票	法定調書 合計表	令和9年分 源泉徴収税額表
e-TAX送信者 送付不要意思表示有	×	○ 一律3枚	×	×	○
その他	○				

※1 徴収高計算書は旧様式で印字され、送付されます。毎月納付分12枚、納期の特例分3枚

※2 年末調整関係資料の送付は、10月23日以降発送予定です。

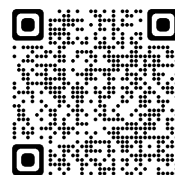
(7) 住宅借入金等特別控除証明書の発送について

	区 分	発送予定日
1	証明書方式（従来分）	発送済み
2	調書方式【※】	11月20日（木）

(8) 決算説明会の講師派遣について

(9) 令和 9 年度の租税教室開催について

(10) 税務大学校の公開講座について



3 質疑応答



2年間の消費税率引下げについて



本リーフレットは、「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」(令和8年9月15日閣議決定)において示された改正案の内容を説明したものです。この内容は、今後、法案が国会に提出され、審議を経た上で可決・成立した場合のものです。

令和9年4月1日から令和11年3月31日までの2年間、飲食料品に係る消費税率が1%(国・地方合計)に引き下げられます。

1 対象品目と適用税率

- 税率1%の対象とされるのは、飲食料品の販売及び保税地域から引き取られる飲食料品となります。
 - ✓ この範囲は、令和9年3月31日以前において税率8%の対象である飲食料品の範囲と同様です。対象品目の詳細については、軽減税率制度Q&A(個別事例編)をご覧ください。
- 適用税率(令和9年4月1日から令和11年3月31日まで)は次のとおりです。



	飲食料品	新聞の定期購読	その他
消費税率 (地方消費税率を含む)	1%	8%	10%

税率の適用に当たり、次の経過的な取扱いが設けられます。

2 税率変更に伴う経過的な取扱い

- 税率が引き下げられる令和9年4月1日以後に行われる飲食料品の販売であっても一定の定期供給契約や通信販売に基づくものについては、これまでどおり税率8%が適用されます。
 - ✓ 税率1%を前提として「契約等をしていることが確認できる場合」や「契約等が変更された場合」を除きます。

売上げに係る税額より仕入れに係る税額が大きくなる場合、課税事業者として一般課税(棚卸税)で申告することで、消費税の還付を受けられます。

今回の改正では、必要な届出書の提出時期について、次の特例が設けられます。

3 免税事業者から課税事業者になるための届出に関する特例

- 飲食料品の販売を行う免税事業者は、令和9年4月1日の属する課税期間中(例えば個人事業者であれば令和9年末まで)に「課税事業者選択届出書」を提出すれば、その課税期間から課税事業者となることができます。

【個人事業者・12月決算法人の例】



- ✓ この特例を適用する場合、令和9年1月1日から課税事業者となり、1月から3月までの飲食料品の販売については、税率8%が適用されます。また、令和9年及び令和10年の2年間は課税事業者となります。
- ✓ ただし、インボイス発行事業者の登録を受ける場合、課税期間の途中(例えば、税率引下げにあわせて令和9年4月1日)から課税事業者となることのできる経過措置もあります。

4 簡易課税から一般課税(本則課税)になるための届出に関する特例

- 飲食料品の販売を行う簡易課税事業者は、令和9年4月1日の属する課税期間中(例えば、個人事業者であれば令和9年末まで)に「簡易課税制度選択不適用届出書」を提出すれば、その課税期間から一般課税により申告することができます。
- また、簡易課税を選択した場合、2年間はその適用を継続する必要がありますが、飲食料品の販売を行う簡易課税事業者の令和9年4月1日の属する課税期間については、この2年間の継続適用要件(いわゆる2年縛り)は適用しないこととされます。

飲食料品の販売を行う簡易課税事業者について、税額の計算方法に関する特例が設けられます。

5 簡易課税制度の計算方法の特例

※ 2割特例・3割特例を適用する場合も同様です

- 簡易課税制度を適用して申告する場合、業種区分にかかわらず、飲食料品の販売の対象に係る売上税額と同額の仕入税額を計上することとされます(この場合、その他の売上税額にみなし仕入率を乗じた額との合計額を仕入税額控除します。)

計算例

- ・ 飲食料品の小売
- ・ 雑貨などの小売

みなし仕入率

【第2種80%】

【第2種80%】

売上金額

2,000万円(税20万円)

300万円(税30万円)

税率1%



売上税額

50万円

(20万円+30万円)

飲食料品に係る
仕入税額

20万円

売上税額と同額

みなし仕入率に
よる仕入税額

24万円

(30万円×80%)

納付税額

6万円

飲食料品の販売を行う事業者について、中間申告税額を軽減できる特例が設けられます。

6 中間申告制度の特例

- 令和9年4月1日以後に開始する中間申告対象期間に係る中間申告を行う場合、その直前課税期間の飲食料品に係る売上げ・仕入れに税率1%(引下げ後の消費税率)が適用されたものとしたときの消費税額に基づく中間申告税額(国、地方の税額。税額がなければゼロ。)を記載した、仮決算による中間申告書を提出することができます。
- ✓ 消費税率引下げの終了時においても、直前課税期間の飲食料品に係る売上げ・仕入れに税率8%が適用されたものとして中間申告税額を計算できる特例が設けられます。

価格表示について、値札の貼り替え等に係る事務負担に配慮した特例が設けられます。

7 飲食料品の総額表示義務の特例

- 税率引下げに対応した総額表示に直ちに対応することが困難な事情がある場合、令和9年2月1日から5月31日までの間は、飲食料品について、実際の支払額と誤認させない掲示等をしていることを条件に、税率8%又は1%での総額表示をしておくことが認められます(新旧税率の混在による表示も認められます。)
- ✓ 「困難な事情」とは、例えば、「夜間の値札の貼り替え作業に対応できない」、「カタログや商品パッケージ等に価格が印字されている」等の理由から、税率変更時に適切な税率での総額表示が間に合わない場合が該当します。
- ✓ 消費税率引下げの終了時(令和11年2月1日から5月31日)においても同様の特例が設けられます。

- ◆ 消費税率引下げに関する一般的なお問い合わせは以下で受け付けています。



消費税軽減税率・インボイスコールセンター
専用ダイヤル **0120-205-553**
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く。)

- ◆ そのほか、消費税率引下げについて、詳しくは国税庁ホームページの**特設サイト**をご覧ください。



適格請求書発行事業者の登録通知時期の目安について

1 登録通知時期の目安

登録通知までの期間の目安は、以下のとおりです。

提出方法	登録通知までの目安
e-Taxによる提出	約2か月
書面による提出	約2.5か月



提出した申請書に記載漏れや誤りがある場合は、内容の確認などが必要となるため、登録通知までさらにお時間をいただく場合があります。

(注) 直近の申請・登録状況を基に推計しておりますので、今後変更となる場合があります。

上記の目安期間は、登録申請書を提出してから登録通知が届くまでの標準的な期間を示しており、通知までの期間を保証するものではありません。

2 登録申請書の処理状況に関するお問い合わせ

処理状況に関するお問い合わせ先は、**上記1の登録通知時期の目安となる期間を経過後**に、[各局（所）インボイス登録センターのご案内](#)のページをご確認ください。

(注) 1 お問い合わせの際は、申請書の提出方法（例：e-Taxにより提出、郵送により提出）などの情報をお手元にご用意ください。

(注) 2 登録通知をe-Tax（電子データ）で受領することを希望された場合、e-Taxで確認できます。具体的な確認手順は、[こちら](#)をご参照ください。

3 登録申請書の記載内容について

(1) 登録申請をされる事業者の方

登録申請をされる場合は、登録申請書の書き方[フローチャート](#)（相続により事業を承継した場合は[こちら](#)）をご利用いただくと、記載誤り等なく申請ができます。

(2) 登録申請書の記載内容についてのお尋ね

ご提出いただいた登録申請書の記載内容の確認のため、申請者の方にお電話やお手紙を送付しておりますが、連絡が取れない方がいらっしゃいます。既に登録申請書をご提出いただき、上記1の登録通知時期の目安となる期間を経過しても登録通知が届いていない方は、[各局（所）インボイス登録センターのご案内](#)にご連絡ください。

年末調整の負担を 大幅に軽減！

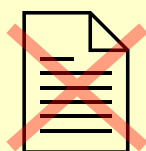
電子化で、業務をもっとスムーズに

「年末調整手続の電子化」により、給与担当者・従業員の双方にメリットがあります。

- ◎従業員が控除証明書等をデータで取得し、これを利用して年末調整に関する申告書をデータで作成
- ◎勤務先はこのデータを利用して年税額を計算

給与担当者のメリット

◆ 書類の配付・回収を削減！



関係書類の配付や回収が不要になり、手間とコストを削減できます。

◆ 手入力作業が不要！



申告内容等をデータで受け取れるため、システムへの手入力や転記が不要です。

◆ 控除額等の確認が簡単！



控除額は自動計算され、添付書類の確認も画面上で完結。チェック作業が簡単になります。

◆ 書類の保管場所も不要！



書類の保管スペースや管理コストを削減できます。

従業員（給与所得者）のメリット

◆ 手書きでの書類作成が不要！



手書きによる申告書の記入が不要になり、作成が簡素化されます。

◆ 控除額はソフトが自動計算！



控除額はソフトが自動で計算するので、入力ミスや計算の手間を削減できます。

◆ テレワーク中でも提出可能！



メール等で簡単に提出でき、テレワーク中の従業員も提出可能です。

◆ 控除証明書等をデータで取得！



マイナポータル連携を利用すれば、控除証明書等をまとめて取得可能です。

※保険会社等からの個別取得も可

「年末調整手続の電子化」に必要な準備に関するパンフレットやQ&Aは、こちらをご覧ください。



所得税徴収高計算書（源泉所得税の納付書）の送付に関するお知らせ

例年、年末調整の時期に、源泉徴収義務者の皆様へ、翌年使用する「所得税徴収高計算書（源泉所得税の納付書）」や、所得税法の改正事項（昨年からの変更点）などを案内した「リーフレット」を送付しておりましたが、これらのうち

「所得税徴収高計算書（源泉所得税の納付書）」については、令和11年の年末調整の時期※から、法人税や消費税をダイレクト納付などの「キャッシュレス納付」を利用して納付されている方に対しまして、送付しないことといたします。

源泉所得税の納付についても、法人税や消費税と同じく「キャッシュレス納付」の手続きをご用意しておりますので、是非ご利用ください。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

- ※1 一部の法人の方（地方公共団体の方や金融機関の方など別途個別に連絡をしている方）については、令和9年の年末調整の時期から、順次、「所得税徴収高計算書（源泉所得税の納付書）」を送付しないことといたします。
- 2 引き続き、税務署や金融機関で「所得税徴収高計算書（源泉所得税の納付書）」により納付を行われる方は、最寄りの税務署にお問い合わせください。



キャッシュレス納付



はじめての一步を体験しよう！



令和7年3月に「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」を開設しました。

実際の画面（e-Tax）を使って、一連の流れを体験できます。

※体験コーナーから、実際にe-Taxによる送信や納付が行われることはありません。

体験できること

- ☒ 徴収高計算書の作成
- ☒ ダイレクト納付（自動ダイレクトを含む。）
- ☒ インターネットバンキングによる納付

パソコン操作や e-Tax に不安のある方に
特におすすめです!!

簡単を体験！！

「源泉所得税のキャッシュレス
納付体験コーナー」で検索



スマホでもできるよ!